

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年6月6日(月)午後1時30分から午後3時33分
2. 開催場所 辰野町役場 2階第6会議室
3. 出席委員(16人)

会長	1番	武井 典夫
会長職務代理者	2番	三澤 省三
委員	3番	松澤 覚一
	4番	山崎 今朝利
	5番	野澤 宏
	6番	赤沼 君人
	7番	尾坂 壽夫
	8番	根橋 建太郎
	9番	山内 良春
	10番	赤羽 則子
	11番	小澤 高佳
	12番	上島 明德
	13番	下田 節子
	14番	勝野 次郎
	15番	小野 一喜
	16番	赤羽 武直

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

5月許可決定の4条1件5条3件については長野県農業会議から5月16日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。
農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出
農地法第18条第6項の規定による届出について
地籍調査における地目認定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 中村良治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

< 武井会長 >

皆さんこんにちは。大変お忙しい時期に、それから、時間的に眠くなる時間かと思えますけれども、これから6月の農業委員会の総会を始めたいと思います。その前にですね、この前の農業委員会総会以降にありましたことについてちょっとお話をしておいたほうがよろしいかと思うようなことだけかいつまんでお話をしたいと思います。5月23日に辰野町の有害鳥獣駆除の対策協議会というのがありまして、私も話を聞いていく中で、東山、いわゆる天竜川から東の方の地域では、ニホンジカの被害というのが多いというようなことをいわれておりました。いろいろの資料を見ましてもやはりニホンジカが繁殖しているんだなと、こんな風に思っておる次第でございます。西山、いわゆる天竜川から西側の方になりますと、イノシシとサルというようなことで、このサルにつきましては、担当課の皆さんともお話ししましたが、サルはどうにもならないよ、という風なのが実情でございます、それで川島の地籍でもってサルに発信器を付けてサルの行動を調査するという風なことをやっておるようでございますが、どうも発信器を付けたサルがどっかいつちまって、見つからないというのが信大の武田準教授のお話でございました。そんな風な状況の中でサル対策が本年度は特に必要かなとこんな風に思っております。イノシシにつきましてはどうもいろいろの本等見ますと対策のしようがあると、いわゆる防護柵をつくるというようなことが一番の対策の一つじゃないかという風なことをいわれておるようでございます。そういう風な中で産業振興課の皆さんの努力によって結構予算は毎年毎年増えてきているようでございます。これからの国の補助適用できるのが出てくると思いますので一つお願いをしたいという風に思います。それから5月26日に全国の農業委員会の会長の大会がございました。この中では国会議員の先生方に長野県の農業に対することにつき陳情したわけでございますが、まず一番としてはTPPの問題でございます。それから2番目としては個人補償の算定を、お金の金額ですね、これを今回の災害によって削られるんじゃないかという風な気運があるというようなことで、その算定は今までどおりの金額をお願いをしたいというようなことを陳情してございます。それから鳥獣害の被害の対策であります。これにつきましても本当に長野県として特にお願いをしたいと、これは全国的な状況のようでございますけれども、特にお願いをしたいと。それから栄村の災害について栄村の担当の事務局の方からお話がありましたが、約、栄村の総(被害)金額、全部で約100億くらいになるんじゃないかという風なことをいわれております。水田につきましては、亀裂の入ったところは本年はどうもお田植えはしないというふうなことを話しておりました。そんなようなことがございまして、一応農業委員のこれからのあり方というようなことが話題になっておるわけでございます。辰野町としましては割合に農業委員のPRというのが割合にできておりますが、各市町村ではなかなかそういうことが辰野と同じようなことはなかなかできないというのが実情のようでございます。それから特に農業新聞等で掲載されておりますように女性農業委員の選出をするようにといわれておるわけでございますが、上伊那の中で飯島町の農業委員の会長さんに女性の方がここで就任をしたということで長野県で女性の農業委員の委員長さんは飯島町の森本さん1人だそうでございます。そんなようなことで女性農業委員のあり方というものについてこれから、今年の7月10日が農業委員の公選の時期でございまして、それにはぜひ女性の農業委員の候補をつくって欲しいという風な話もありましたのでお知らせしておきます。辰野町では2

人の農業委員さんの努力によって味噌づくりという事業を進めておるとい、大変PRができておつて、うれしく思ってる次第でございます。以上でございます。

それでは本日の式次第に基づきまして議事録の署名人の指名をさせていただきます。ちょっと飛んでおりますが、3番の松澤さんお願いいたします、それから15番の小野さんお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について事務局の方でお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字平出...番地のAさん所有の、大字平出...番地、地目は登記現況とも田、面積525㎡を、大字平出...番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲渡人は高齢のため農業ができなくなり、農地として譲り受けてくれる人を捜していた、譲受人は農業経営の規模拡大をしようとしていたということで成立しました。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は53㎡で下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、三澤代理と赤羽則子委員から意見書をいただいております。

<武井会長>

それでは赤羽委員さん、この件についての説明をお願いいたします。

<10番赤羽委員>

赤羽です、よろしく申し上げます。5月15日に三澤代理さんとこの土地の立会調査をさせていただきました。Bさんはこの図面を見ていただきましても、譲り受ける土地のすぐそばにお住まいです。Aさんが高齢のために農業ができないということで近くのBさんが譲り受けていただくことになりました。きちっとした境もできておりますことを確認しまして報告いたします。よろしく申し上げます。

<武井会長>

ただ今内容につきまして説明があった訳ですが、なにかご異議がある方。（「異議なし」の声）はいそれではこの件につきまして許可することにしてよろしいでしょうか。はいそれでは許可することにいたします。続きまして事務局お願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字横川...番地にお住まいのAさんが大字横川字下飯沼沢...と...、地目はいずれも畑、

面積はそれぞれ96㎡と228㎡、これらを山林とするための申請でございます。申請地は山林に隣接した山際であり、砂利地で農地としての利用は適さないため、ヒノキ50本を植林して山林とする計画でございます。申請地は山林と河川に挟まれた広がりのない農地ですので農地法第4条第2項第2号の消極的2種農地であり、許可基準としましては位置的代替性がない場合というのに該当しますので問題ないと判断いたします。この件につきましては、小澤委員、根橋委員から意見をいただいております。

< 武井会長 >

はいそれでは、根橋委員の方でこの状況について細かくちょっと説明をお願いしたいと思います。

< 8番根橋委員 >

根橋でございます。5月17日に小澤委員と私と二人で現地立ち会いました。本人、申請人も立ち会いました。それで、状況ですが現在は実際山林に囲まれて実際作物というか畑自体急傾斜地にありほとんど畑として使えるような状況でございません。それでやむを得ないんじゃないかということ判断いたしました。ご審議の程よろしく願いいたします。

< 武井会長 >

ただ今根橋委員の方から説明があったわけでございます。これは公図を見ますと道がありますね農道かなにか、これは農道からすぐ近くのように見えるんですがこれで傾斜の土地ということでしょうか。

< 8番根橋委員 >

農道が東でその脇に水路がありまして、水路と山に急傾斜地の山林が続いているのですが、その間に挟まって実際いろいろつくるにしても日陰になったりする状態でございます。

< 武井会長 >

そうするとこの農地だけが周りが山林になっていて木が多くなっちゃってその畑だけが、俗に言う遊休農地でもなしにという風な状態で耕作していなかったわけですね。

< 8番根橋委員 >

そうです、それで一箇所隣の地は畑として使っている部分があります。Bさんといいましたかね、その方の土地の脇がAさんの土地でございます。

< 武井会長 >

これにつきましては事務局で確認していますかね。

< 足助事務局次長 >

現場は事務局で見させていただきました。山と地続きの土地で、山林とするにやむを得ないかな

という感じで見ました。

<武井会長>

はい、一応ですね、農業委員さんお二人で見えていただいて、それで事務局でも一応確認をしまして農地、畑としてはもう使いようがないということで、そこに山林としてヒノキを植えるということの案件でございますが、皆さま何かご意見ございますか。

<6番赤沼委員>

ちょっといいですか。この件について反対ではなくて賛成なんですけど、沢底にもこういう件1件ございましてずっとこちらの方で保留にしてあるんですが、先日たまたま司法書士の方が電話をくれましてこれと同じケースがあつて、事務局の方にお聞きしたんですけども、箕輪の方では許可になったんですけども辰野では許可にならないという返事をいただいたということなんで、今日・・・事務局に言って場所を見てもらって許可出ればこの申請ができるということでもいいんですか理解して。

<武井会長>

これについて私も随分躊躇しておるわけですが、この件につきまして事務局が見ておると、そういうことになると、辰野町は小横川、それから沢底の辺、それから小野の辺、こういう問題が結構出てくるのではないかと思います。それでこれにつきまして私の方の提案でございますが、再度農業委員会の委員さんをお願いをして確認をしてもらってそれから再度審議をしたいと思いたいがいかならぬものでございましょうか。

<中村事務局長>

赤沼さん、その沢底は木が植わっているようじゃないです？

<6番赤沼委員>

木が植わっているじゃなくて木がでかくなっちゃってるんです。

<中村事務局長>

これ(この案件)は、これから植えるところなんです。その違いなんですよ。そこ(沢底の方)は非農地証明の扱いになれば山林に変えられるけれど、だから問題が違うと思います。現況が違う。だから沢底のが許可できないって言っているけれどそれは木が大きくなっているから。分かります？これはまだこれから木を植えるっていう。

<6番赤沼委員>

木が大きくなっているのはダメだと。

<中村事務局長>

はい。だから木を切って一度きれいにしてこれから植えるっていう申請ならできます。

<6番赤沼委員>

分かりました。

<武井会長>

今現場の写真をを見せていただきました。今現在は一応畑を作ってその周りに有害鳥獣の網を張ってあります。だからこの写真を見るともう畑としては不可能だということでその土地にもって50本のヒノキを植えたいという風なことでございます。その今4条で山林ということで2筆の面積324㎡のところへ50本のヒノキを植えたいということでこの現地を小澤委員、根橋委員が見てこれはもうとても畑としては利用できないという判断で写真付きで出てきております。それで今課長が話しの中で説明がありましたように、いわゆる植林をしたとか、木が大きくなっちゃってる土地と、この場合は新たに木を植えるということでちょっとギャップがあります。今審議しているのは畑に改めて木を植えるについてそこはもう周りが全部山林に囲まれてしまっておりますので、その土地を畑を山林にしたいということで申請が出ておりますのでその辺ギャップがあるかと思いますが、この件について他に何かご意見ございますでしょうか。(隣の畑が日陰にならないかということではばらく話し合い)今、小澤さんに写真に基づいて説明を受けたんですが、この公図で見ますとそこに道がありますが、その道から上、山側になるわけですが、そうするとかやぶきに向かっていって左側になるわけですので本当に山際の中で、説明を聞きますと、周りがもう山林になっておましてその部分だけ木が生えていないということで、左側に一件畑があるそうです。それでその方もまたこういう申請が将来的には出てくるんだね。この件につきまして今担当の農業委員さんにお聞きしたりこの写真を見て判断しますと、新たに木を植えるにつきその畑になっておる地目を山林にするということでやむを得ないかなという風に判断いたしますがいかがでしょうか。(「異議なし」の声)よろしいですかね。はいそれではこの件につきまして許可することにいたします。お二人の担当の農業委員さん、隣の畑の方からなんかいろいろ出てきたら速やかにこの農業委員会へ報告をお願いしたいという風に思いますのでよろしく願いいたします。それでは次へ進みたいと思いますので事務局の方でお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

箕輪町大字中箕輪...番地のAさんが所有いたします、大字辰野宇北畑...番地、地目は畑、面積52㎡を、大字辰野...番地の宗教法人Bが売買により取得し境内地を拡張するための申請でございます。申請地は既に長年境内の一部となっており地代を払っていたため譲受人は購入できるなら取得したい、また所有者も今後この土地を使用することはないということで売買が成立しました。申請地は都市計画法の用途地域、第1種住居地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、赤羽武直委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは赤羽委員さん、詳細について説明をお願いいたします。

<16番赤羽委員>

16番の赤羽です。この件、4月12日に武井会長と共に現地を確認いたしました。境界がはっきりしている、測量済みであると、それと地目が畑ということですが、実質的にBの境内に接している一部になっていると、耕作が困難であるということを確認いたしました。この件についてはBの境内になっていて地目が畑であるということが不自然な状況でありまして、当初は農業委員会会長宛に農地非該当の証明願、農地でないことの証明をしてくださというふうなかたちで申請が出されたんですけども、面積も52㎡ということで相応の面積があるということから正規の申請をしてくださというふうなことで要請をして、5月14日に改めて5条の申請が出されたという経路があります。以上です。

<武井会長>

ありがとうございました。この件についてはね、Bの建物の下になっちゃってるわけ。それでこのAさんという方がもうそこは畑として、地目は畑なんですけど、耕作もできないし、そして自分も辰野町の方へ来る予定もないということでもそのところを処分したいということで、この申請が出てきたわけでございます。それでBの方に問い合わせましたら、もうこれは終戦後間もなく建物を増築しちゃっておるというようなことで、今回辰野に地籍調査が入るというようなことの中で、もうここで全部処分をAさんはして解決をしたいということでございます。一応そういうことで地目だけは畑だけでも建物の下ということでございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。これにつきましてよろしいですかね。(「はい」の声)それではこの件につきまして許可することにいたしますのでよろしくをお願いいたします。続きまして2番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字平出...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字平出...番地、地目は畑、面積655㎡を、大字平出...番地にお住まいのBさんが売買により取得し貸倉庫及び資材置き場とするための申請でございます。譲受人は建設業を営んでおり、他地区に資材置き場を貸借していますが、事業拡大に伴い面積不足となり資材保管に支障をきたしたため、申請地を購入し会社に賃借したいという計画でございます。申請地は山林と道路の間の広がりのない農地ですので農地法第4条第2項第2号の消極的2種農地であり、許可基準としましては位置的代替性がない場合というのに該当しますので問題ないと判断いたします。この件につきましては、三澤代理、赤羽則子委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。それでは赤羽委員さんこの件につきまして詳細説明をお願いいた

します。

<10番赤羽委員>

赤羽です、よろしくお願いいいたします。5月12日に、この出された申請に従いまして三澤代理さんとともに現地を確認させていただきました。図面を見ていただくと分かりますけれども、上平出から中央道のボックスを通りまして、上野へ抜けていくコエド(越道)という道路があるんですけれども、そこへ行ったところの右側に面したところですよ。そしてこれは本当に・・・隠すわけにはいかない、現実図面にこれ建物がありますよね。あの先程の案件と同じようにもうBさんが既にここに資材置き場として使用しております。またこの度Aさん、また名古屋に住んでいらっしゃる息子さんと話がまとまりまして、今回Bさんが譲り受けることになりました。そして周りは下の段がCさんが所有している畑があります、そこはだいぶ段差がありまして、Cさんの土地には差し支えはないだろうということです。もう一面は造園業の方が所有している土地で庭木を育てております。それからもう片面が道路がありまして、その横に耕作地があります。もう片面は山ということで、隣接地には影響がないでしょうということで確認させていただきました。よろしくお願いいいたします。

<武井会長>

この申請は資材置き場が主ですね、倉庫は現在もうたってるんですね。そういう風な状況だそうでございます。あとは資材置き場ですので、物が散乱しないようにしてもらおうことだと思いますが、一応農業委員会に申請が出てきております。この件についてご異議ある方。

<三澤職務代理>

ナンバー2の図面を見ていただくと分かりますように建物がありましてどこからも入れるようになっているんですけれども、お互いに黙って使っていたような経過がありまして、名古屋のお子さんがこの際にきちっとけじめを付けましょうよという話になって、Bさんの方でじゃあ畑全体を買い上げましょうということで話が落ち着いた訳ですのでよろしくお願いいいたします。

<武井会長>

今三澤代理の方からも説明がありました。この畑の面積は655㎡で、その中の180㎡をBさんは買うということのようでございます。あとは管理さえしてもらえば農業委員会としてはこれを許可したいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。(「はい」の声)ではこの件につきまして許可することにいたします。それでは第2号議案につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく決定について、事務局の方で説明をお願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<事務局千田>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計1件、1筆、面積は943㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

第2号議案につきましてはただ今説明があつたとおりでございます。この件についてまだ事務局で何か説明はありますか。いいですか、はい、では議事につきましては1号議案、2号議案、一応全議案につきまして許可することにいたします。それでは報告事項について事務局の方でお願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

まず、訂正をお願いしたいと思います。報告事項の申請人がAさんなのですが、所在が樋口となっておりますけれども伊那富であります。それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、5月許可決定の4条1件、5条2件につきましては、長野県農業会議から5月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理したところであります。

また、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります但議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理したところであります。報告事項につきましては以上でございます。

<武井会長>

はい、ただ今報告事項につきまして事務局の方から説明がありましたが、この件について質問何かありますか。

<足助事務局次長>

それから次第に(4)として地籍調査における地目認定ということで、先月の総会の折りに、小野地区につきまして現況調査をお願いしたところでありますけれども、これにつきましては勝野委員と小野委員をお願いした訳でありますけれども、結果につきまして報告をいただけたらと思います。

<14番勝野委員>

はい、それでは報告を申し上げます。先月の委員会の席で小野一区の地籍調査終了に伴う地目変更の認定ということでいただきました。それで小野委員と二人で、筆数が非常に多いものですから手分けをして、先般それぞれ現地確認を行いました。私が担当しました雨沢地区におきましては申請件数の中で2筆を除いて全て地籍調査の時の現況どおりでございました。2筆につきましては農業委員会でひまわりをつくっております、荒廃農地解消ということで2筆、地籍調査の時点では原野という形になっておりましたが、現在は耕作しており

ますのでその2筆については検討していただきたいということで、他の件については全て地籍調査の現況報告どおりでございました。あと小野地区については小野さんの方からお願いします。

< 16番小野委員 >

はい、小野地区の方も気になっているところが2筆ありまして、以前から土建屋さんが土場になっているというところとそれから、水田の全く手の入らないようなところ、学校の、小学校の近くなんですけれども、そこをなんとかしなきゃいけないなど、その他しだれ栗線、しだれ栗へいく道路端にもう手に負えないかなという状態のところですかね、この辺のこれからの対処方法をご相談しながら解決していかなきゃいけないかなと、そういう風に思っています。

< 武井会長 >

小野地区の地籍調査について、雨沢それから小野地区両方、2筆ずつ疑問のところがあるということでございます。それで私共がつくるひまわりのところなんです、これは農業基本台帳は原野ですか、それともこれは耕作しておいて地籍調査の時に原野の状態になったのかお知らせください。

< 14番勝野委員 >

そこは台帳の方は水田、田でございます。地籍調査の時点で荒廃しておいて、その時点で本人の希望で原野に変えて欲しいという希望だったようです。その後農業委員会がひまわり耕作をしておりますので、本人の希望のような訳にはいかない状況です。その辺の検討をお願いしたいと思います。

< 15番小野委員 >

ここは耕作者と所有者が違うんです。で、私も借りようとしたんだけど借りられなくてU字溝入れていただいた隣のところが2つ、実際はAという方がつくっていたんですけども、実際に持ち主はその姉さんが塩尻にいましてその名義になっています、そこです。一番最後の三角のところは実際は神奈川の方の名義になっています、その弟がつくっています、で貸し借りができなかったんです。入口の方は3枚私の同級生がやはりこれも塩尻にいてその人から私が借りて私が一応耕作しているという形になっていまして、そういうようなことでぜひご理解いただきたいと思います。

< 武井会長 >

ありがとうございました。そうすると事務局の方で、今年はひまわりを作る、ところが基本台帳は田んぼだとかそういう風になっているんだね。それで原野のところを開墾したというようなことになるんだね。そうすると辰野から飛んでくるとひまわりのところの畑の手前のところに2枚あるところが原野っていうことだね。

< 15番小野委員 >

原野ではないです。

< 武井会長 >

そういうことで農業委員会が耕作するところは問題はないようでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。それであつその件につきましては再度事務局の方で確認をしていただいて、処理をどのように、また農業委員会にかけなきゃいけないばまたかけていただくということでお願いをしたいとこんな風に思っていますので。それでは地籍調査の地目認定につきましては以上の件で行いたいと思います。それではよろしいですか、その他の件につきまして事務局の方から資料に基づいてお願いいたします。

その他

○耕作放棄地全体調査について

< 足助事務局次長 >

(資料により説明)これからやりたいと思っているのは指導通知書を該当者に通知したいと思っております。意向調査の一覧表の中から該当する方をピックアップして通知を出していきたいという風に思っています。その場合には農業委員のお名前が入りますので、その方につきましては農業委員の方から指導をしていただくという形になるかと思ひます。ご意見等いろいろ書いてあるかと思ひます、これらも参考にしながら誰に出すかというのをこれから事務局の方で検討したいという風に思ひます。流れとしてはそういうことで指導通知書を出していきたいという風に思ひしております、以上であります。

< 武井会長 >

ただ今事務局の方から説明がありまして、要は耕作放棄地の調査をした、それに基づき今度は指導通知書を出すということですね、それには農業委員の名前が出てくるということでございます。指導書を出す前にここに出ておる方のうちへ農業委員が、この指導書を出す前に耕作してくれと言わなきゃまずいわな。いきなり指導通知書だして、確認にきたぞということをしていないわけだ。

< 三澤職務代理 >

それは分かっていると思う。分かっているその中から道路事情とか見てこの人のところ、という意味じゃないかな。やってもらえるところでない、実際。

< 足助事務局次長 >

通知書には一応チラシのような物をつけて送りたいとは思ひています。

< 三澤職務代理 >

事務局で選択するよりも俺たちが選んだ方がよくないか。自分達はよくわかっているから。

<足助事務局次長>

一番分かっているのは農業委員さんですので農地として確保したいという農地については通知を出して確保したいというのが本来です。どういう方法がいいか。

<武井会長>

再開の見通しがないと言われちゃうと。再開の見通しはないが誰かつくってくれる人があればお貸しますよというのが結構多いんだな。それがおそらく作る人も傾斜の畑じゃ機械も入らないもんでダメなんだ。そういう辺りはどうするね。農業委員が行くにしても何にしても一旦再度確認しておいてこれなら機械が入れそうだとか、これは機械が入らんぞとか確認をしておいて。横からいったじゃ農業委員がただ怒られるつきりになるもんで、その辺はどういう風にしたらいい。事務局では。

<足助事務局次長>

一度は見に行っているの。箕輪では通知書でなくチラシのような物を送っている。

<武井会長>

それではこれ(名簿)見ていただきまして、各自分の担当のところの氏名を拾っていただきましてそのところの農地は一度確認をしておると思いますのでこれなら再開ができそうだとかこれなら譲渡できそうだとかところをまず拾ってもらおうということからじゃないかと思うんですよ。その方向でまず一段階として、じゃあ武井がこの中に出てくる氏名の中で何番のどなたとどなたを第一歩としてその方と接触をして話をするという風な方向で舟を出したいと思いますがいかがでしょうかね。それと不在地主とかはね・・・それではね事務局から説明がありましたので皆さん方この資料を見て自分のところの担当の氏名を拾っていただきその農地についてはだいたい各委員さん分かると思いますので、将来的には再開できるとかこれなら借り手があるだろうという土地の所有者について7月の総会には持ってきってもらってそこで再度検討して出したいとこんな風に思います。当日総会の日には持ってこられても事務局としてはだいたいその予想ができませんので前もって事務局の方へ自分の担当のところの氏名を出していただき、それを一覧表にしておいて7月の総会にかけたいと思いますので、その資料づくりは総会の日1週間前とかでよろしいですかね。(しばらく論議)各担当地区によって全く違うと思いますので、一筆でも二筆でもこの表から消せるような方向を考えると、それで、7月の総会までには資料を事務局で総会に出したいと思うので6月中に資料を出したらどうかな。それではこの表に基づいてこの人のところに行けば進歩あるという方を出していただき6月30日までには氏名と番号を提出してください。それによりまして7月の総会で議論をしてどういう風にするか進めていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。この資料つくるとことは事務局は大変な作業でございますが、その実入りがどの辺までいくか分かりませんけれど農業委員会としては一歩でも二歩でも、一筆でも二筆でも、進むという方向でやっていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○研修旅行について

<足助事務局次長>
(資料により説明)

<武井会長>

研修旅行につきましては事務局ではその資料の通りのところを考えておるということでございます。それで時期につきましては、一応ですね、農作業の終わった段階で研修旅行をしたいと。ですから秋、11月に入るかなという風な状況の中で研修旅行を実施したいと思います。これは農業委員になった3年間の1回の研修旅行でございますので、全員の方がご参加をいただくということで実施をしたいとこんな風に思います。それで一応11月くらいに計画をしたいと思っておりますのでそんなような予定で各自農作業の計画をお願いしたいと思います。特に10月の末になるとひまわりの方収穫あります。そのひまわり全部終わった時点という風に考えておりますのでよろしく願いいたします。

<足助事務局次長>

これは普及センター北林さんをお願いした案件ですので、他に行きたい、見てみたいところがあれば事務局にいつていただければと思います。

○大豆・ひまわりについて

<6番赤沼委員>
(資料により説明)

<15番小野委員>

(資料により説明、作業内容説明)

○上伊那農業委員会協議会定例総会

6月21日(火) 辰野町内、かやぶきの館 出席:武井会長、三澤職務代理、事務局3名

○その他

6月広報、農業新聞、農業者年金について

<武井会長>

先般松本で会長と事務局長の会合がありまして全国農業新聞のほうから加入推進の表彰をもらってあります。

○次回委員会開催日 7月5日(火)午後1時30分から 役場第6会議室

<中村事務局長>

今日の正午からFM長野でほんのり辰野町という放送がありますので、農業関係も紹介をしたいと思います。生放送です。駅前情報センターでやっていますので農業含め町の紹介をして

いきたいと思いますので情報を提供していただきたいと思います。

<会長職務代理>

6月8日と10日にはひまわりの作業がありますのでよろしくお願いいたします。これで6月の総会を閉めます。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印